

平成29年第4回

小松市議会定例会議案

平成29年(2017年)12月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第75号	平成29年度小松市一般会計補正予算(第5号)……………	1
議案第76号	平成29年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)……………	7
議案第77号	平成29年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)……………	11
議案第78号	平成29年度小松市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)……………	15
議案第79号	平成29年度小松市水道事業会計補正予算(第2号)……………	19
議案第80号	平成29年度小松市下水道事業会計補正予算(第2号)……………	21
議案第81号	平成29年度国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算(第2号)……………	23
議案第82号	小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について……………	25
議案第83号	小松市職員退職手当条例等の一部を改正する条例について……………	47
議案第84号	小松市立保育所条例の一部を改正する条例について……………	49
議案第85号	小松市環境美化センター条例及び小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について……………	51
議案第86号	小松市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について……………	55
議案第87号	公立大学法人公立小松大学定款の変更について……………	57
議案第88号	町の区域の変更及び字の区域の廃止について……………	59
議案第89号	工事請負契約について……………	63
議案第90号	工事請負契約の一部変更について……………	65
議案第91号	財産の取得について……………	67
議案第92号	指定管理者の指定について……………	69
議案第93号	専決処分の承認を求めることについて……………	73

議案第75号

平成29年度小松市一般会計補正予算 (第5号)

平成29年度小松市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ562,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,991,676千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	地方特例交付金	63,000	8,400	71,400
	1 地方特例交付金	63,000	8,400	71,400
13	分担金及び負担金	247,387	225	247,612
	1 分担金	47,676	225	47,901
15	国庫支出金	9,341,728	203,902	9,545,630
	1 国庫負担金	4,186,181	163,833	4,350,014
	2 国庫補助金	5,111,398	40,069	5,151,467
16	県支出金	3,382,941	110,663	3,493,604
	1 県負担金	1,932,907	91,786	2,024,693
	2 県補助金	1,173,107	18,877	1,191,984
18	寄附金	305,074	2,000	307,074
	1 寄附金	305,074	2,000	307,074
19	繰入金	1,189,894	27,700	1,217,594
	1 基金繰入金	1,189,894	27,700	1,217,594
20	繰越金	148,706	85,554	234,260
	1 繰越金	148,706	85,554	234,260
21	諸収入	643,164	81,636	724,800
	4 雑入	442,952	81,636	524,588
22	市債	6,315,700	42,700	6,358,400
	1 市債	6,315,700	42,700	6,358,400
	歳 入 合 計	47,428,896	562,780	47,991,676

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	346,425	1,202	347,627
	1 議会費	346,425	1,202	347,627
2	総務費	4,226,146	72,729	4,298,875
	1 総務管理費	3,677,321	46,930	3,724,251
	2 徴税費	300,732	14,921	315,653
	3 戸籍住民基本台帳費	109,447	10,903	120,350
	4 選挙費	99,573	△1,036	98,537
	5 統計調査費	15,372	△2,766	12,606
	6 監査委員費	23,701	3,777	27,478
3	民生費	14,319,290	380,356	14,699,646
	1 社会福祉費	6,627,682	37,710	6,665,392
	2 児童福祉費	6,793,167	342,860	7,136,027
	3 生活保護費	898,441	△214	898,227
4	衛生費	6,990,010	△3,573	6,986,437
	1 保健衛生費	829,533	△20,973	808,560
	2 環境対策費	5,442,554	17,400	5,459,954
6	農林水産業費	1,360,922	△8,311	1,352,611
	1 農業費	1,074,802	△13,609	1,061,193
	2 林業費	258,543	5,518	264,061
	3 水産業費	27,577	△220	27,357
7	商工費	852,502	△15,947	836,555
	1 商工費	852,502	△15,947	836,555
8	土木費	6,995,060	93,972	7,089,032
	1 土木管理費	102,393	639	103,032
	2 道路橋りょう費	1,321,742	4,060	1,325,802
	3 河川費	241,550	31,654	273,204

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 都市計画費	1,783,936	△4,461	1,779,475
	6 飛行場費	786,890	52,579	839,469
	7 住宅費	454,849	9,501	464,350
9	消防費	1,399,914	△10,466	1,389,448
	1 消防費	1,399,914	△10,466	1,389,448
10	教育費	4,374,950	52,818	4,427,768
	1 教育総務費	529,579	△20,641	508,938
	2 小学校費	576,787	△3,898	572,889
	3 中学校費	326,218	10,501	336,719
	4 高等学校費	484,953	20,621	505,574
	5 社会教育費	1,403,399	40,123	1,443,522
	6 保健体育費	1,054,014	6,112	1,060,126
	歳 出 合 計	47,428,896	562,780	47,991,676

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
市 単 道 路 整 備 費	平成30年度	100,000

第3表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道整備費	5,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	5,500			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市単土地費 改良費	15,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	16,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
都市排水路 整備費	63,300				91,000			
基地周辺 道路整備費	24,000				32,400			
計	6,315,700				6,352,900			

平成29年度小松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度小松市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,373千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,276,373千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	繰入金	873,560	3,373	876,933
	1 一般会計繰入金	714,867	3,373	718,240
	歳 入 合 計	12,273,000	3,373	12,276,373

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	139,960	3,373	143,333
	1 総務管理費	139,800	3,373	143,173
	歳 出 合 計	12,273,000	3,373	12,276,373

議案第77号

平成29年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,240千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,979,011千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	2,139,900	6,076	2,145,976
	2 国庫補助金	484,299	6,076	490,375
4	支払基金交付金	2,656,729	4,259	2,660,988
	1 支払基金交付金	2,656,729	4,259	2,660,988
5	県支出金	1,414,657	1,902	1,416,559
	2 県補助金	72,237	1,902	74,139
7	繰入金	1,362,677	10,003	1,372,680
	1 一般会計繰入金	1,360,476	6,462	1,366,938
	2 基金繰入金	2,201	3,541	5,742
	歳 入 合 計	9,956,771	22,240	9,979,011

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	122,232	7,030	129,262
	1 総務管理費	68,432	7,030	75,462
3	地域支援事業費	458,913	15,210	474,123
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	246,453	15,210	261,663
	歳 出 合 計	9,956,771	22,240	9,979,011

議案第78号

平成29年度小松市後期高齢者医療特別 会計補正予算（第1号）

平成29年度小松市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,590千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,416,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	978,000	39,034	1,017,034
	1 後期高齢者医療保険料	978,000	39,034	1,017,034
3	繰入金	347,659	66	347,725
	1 一般会計繰入金	347,659	66	347,725
4	繰越金	1	3,196	3,197
	1 繰越金	1	3,196	3,197
5	諸収入	46,339	2,294	48,633
	2 償還金及び還付加算金	2,100	600	2,700
	3 雑入	44,229	1,694	45,923
	歳 入 合 計	1,372,000	44,590	1,416,590

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	24,642	1,760	26,402
	1 総務管理費	24,642	1,760	26,402
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,289,607	42,230	1,331,837
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,289,607	42,230	1,331,837
3	諸支出金	57,751	600	58,351
	1 償還金及び還付加算金	2,101	600	2,701
	歳 出 合 計	1,372,000	44,590	1,416,590

議案第79号

平成29年度小松市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成29年度小松市の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度小松市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,351,300千円	31,900千円	2,383,200千円
第1項 営業費用	2,193,443千円	3,000千円	2,196,443千円
第2項 営業外費用	155,575千円	28,900千円	184,475千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「745,300千円」を「942,500千円」に、過年度分損益勘定留保資金「91,850千円」を「205,404千円」に、当年度分損益勘定留保資金「513,145千円」を「426,791千円」に、減債積立金「10,000千円」を「210,000千円」に、建設改良積立金「70,000千円」を「40,000千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
	支	出	

第1款 資本的支出	924,000千円	197,200千円	1,121,200千円
第1項 建設改良費	641,917千円	△4,400千円	637,517千円
第2項 企業債償還金	282,083千円	201,600千円	483,683千円

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			(△は減を示す。)
(1) 職員給与費	175,153千円	△1,400千円	173,753千円

議案第80号

平成29年度小松市下水道事業会計補正 予算（第2号）

第1条 平成29年度小松市の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度小松市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
			支 出
第1款 下水道事業費用	4,330,300千円	△6,800千円	4,323,500千円
第1項 営業費用	3,417,954千円	△6,800千円	3,411,154千円

第3条 予算第4条本文括弧書中過年度分損益勘定留保資金「202,338千円」を「320,895千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,310,042千円」を「1,191,485千円」に改める。

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			（△は減を示す。）
(1) 職員給与費	114,223千円	△6,800千円	107,423千円

議案第81号

平成29年度国民健康保険小松市民病院 事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成29年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 病院事業費用	8,166,000千円	23,800千円	8,189,800千円
第1項 医業費用	8,054,859千円	23,800千円	8,078,659千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1） 職員給与費	4,235,852千円	23,800千円	4,259,652千円

議案第82号

小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小松市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年小松市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に、「100分の50」を「100分の55」に改める。

第18条の3第1項第1号中「308,000円」を「308,300円」に改める。

附則第15項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の1.575」を「100分の1.725」に、「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改める。

附則第19項中「教育職給料表適用職員」を「教育職給料表の適用を受ける職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

20 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、教育職給料表の適用を受ける職員の第9条第2項第2号に規定する子(以下この項において「扶養親族たる子」という。)に係る扶養手当の月額(扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の

3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、同条第4項の規定により加算される前の額。同条第3項に規定する職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。)を1人につき8,700円とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	

34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		

84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600			
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800			
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900				
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200				
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400				
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600				
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900				
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200				
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400				
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600				
94		294,400	342,200						
95		294,800	342,700						
96		295,200	343,100						
97		295,400	343,200						
98		295,700	343,700						
99		296,100	344,100						
100		296,500	344,400						
101		296,700	344,700						
102		297,000	345,100						
103		297,400	345,500						
104		297,700	345,900						
105		297,900	346,400						
106		298,200	346,800						
107		298,600	347,200						
108		298,900	347,600						
109		299,100	348,100						
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							
115		300,900							
116		301,300							
117		301,500							
118		301,700							
119		302,000							
120		302,300							
121		302,700							
122		302,900							
123		303,200							
124		303,500							
125		303,800							
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条及び第22条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	156,300	200,600	261,100	329,200	417,700
	2	157,800	202,300	263,600	331,400	419,500
	3	159,300	204,000	265,900	333,700	421,300
	4	160,800	205,700	268,200	335,800	423,000
	5	162,500	207,500	270,800	338,100	424,500
	6	164,400	209,200	273,200	340,300	426,000
	7	166,200	210,900	275,400	342,600	427,900
	8	168,000	212,500	277,600	344,900	429,800
	9	169,800	214,300	279,900	346,700	431,600
	10	171,900	216,200	282,200	348,800	433,400
	11	173,900	218,100	284,600	350,900	435,300
	12	175,900	220,000	286,800	353,100	437,100
	13	177,900	221,700	289,200	355,300	438,900
	14	180,100	223,700	291,300	357,300	440,800
	15	182,300	225,700	293,200	359,300	442,600
	16	184,500	227,700	295,200	361,300	444,500
	17	186,800	229,600	297,300	363,200	446,200
	18	189,400	232,300	299,800	365,100	448,000
	19	191,900	235,000	302,300	367,100	449,800
	20	194,400	237,700	305,000	369,100	451,600
	21	196,900	240,300	307,300	370,900	453,200
	22	198,600	243,100	309,900	372,800	454,900
	23	200,300	245,700	312,200	374,800	456,800
	24	202,000	248,400	314,900	376,700	458,500
	25	203,500	250,900	317,500	378,200	460,300
	26	205,200	253,400	319,800	380,000	461,900
	27	206,900	255,900	322,200	381,800	463,500
	28	208,500	258,200	324,400	383,700	465,000
	29	210,000	260,900	326,700	385,600	466,500
	30	211,700	263,300	328,700	387,500	467,800
	31	213,400	265,500	330,900	389,400	469,100
	32	215,100	267,700	333,100	391,400	470,400
	33	216,700	269,800	335,000	393,100	471,600
	34	218,500	272,000	337,100	394,800	472,300
	35	220,300	274,200	339,300	396,500	473,000
	36	222,100	276,200	341,400	398,300	473,700
	37	223,700	278,500	343,600	399,500	474,300
	38	225,500	280,500	345,700	401,000	
	39	227,300	282,400	347,900	402,400	
	40	229,100	284,400	350,000	403,800	
	41	230,800	286,200	352,100	405,500	
	42	232,500	288,600	354,300	406,900	
	43	234,100	290,900	356,300	408,200	
44	235,700	293,400	358,400	409,700		

45	237,200	295,500	360,400	411,300
46	238,600	298,000	362,400	412,600
47	239,900	300,300	364,400	414,100
48	241,100	303,000	366,400	415,700
49	242,600	305,400	368,200	417,500
50	244,100	307,800	370,000	418,900
51	245,300	310,300	371,900	420,500
52	246,800	312,600	373,900	422,000
53	248,000	314,900	375,900	423,700
54	249,200	317,100	377,700	425,200
55	250,600	319,200	379,500	426,800
56	251,700	321,400	381,200	428,400
57	253,000	323,500	382,700	429,900
58	254,100	325,600	384,300	431,400
59	255,200	327,700	386,000	432,600
60	256,400	329,700	387,700	433,800
61	257,700	332,000	388,900	435,000
62	259,000	334,100	390,300	436,300
63	260,400	336,300	391,700	437,600
64	261,500	338,500	393,000	438,900
65	262,800	340,400	394,400	440,100
66	264,300	342,600	395,700	441,300
67	265,800	344,700	397,100	442,500
68	267,500	346,900	398,500	443,700
69	269,000	348,900	399,800	444,900
70	270,400	350,800	401,100	446,100
71	271,800	353,000	402,500	447,300
72	273,200	355,000	403,800	448,500
73	274,300	356,800	405,100	449,600
74	275,700	358,700	406,500	450,200
75	277,100	360,500	407,900	450,700
76	278,300	362,400	409,200	451,200
77	279,600	364,300	410,400	451,700
78	280,800	366,000	411,600	
79	282,000	367,700	412,900	
80	283,200	369,300	414,300	
81	284,300	370,800	415,600	
82	285,500	372,300	416,900	
83	286,700	373,800	417,900	
84	287,900	375,300	419,100	
85	289,100	376,400	420,300	
86	290,200	377,800	421,500	
87	291,400	379,200	422,700	
88	292,600	380,500	423,700	
89	293,800	381,800	424,800	
90	294,900	383,100	425,800	
91	296,100	384,300	426,800	
92	297,300	385,600	427,800	
93	298,100	386,900	428,700	
94	299,100	388,000	429,500	

95	300,200	389,300	430,300
96	301,400	390,500	431,100
97	302,400	391,900	431,900
98	303,500	392,900	432,300
99	304,500	394,000	432,700
100	305,600	395,000	433,100
101	306,500	396,000	433,500
102	307,600	397,000	433,800
103	308,700	398,100	434,100
104	309,700	399,200	434,400
105	310,400	399,900	434,700
106	311,300	400,800	435,000
107	312,100	401,700	435,300
108	312,900	402,600	435,500
109	313,800	403,400	435,700
110	314,200	404,300	436,000
111	314,600	405,100	436,300
112	315,100	405,900	436,500
113	315,700	406,500	436,700
114	316,100	407,200	437,000
115	316,600	407,900	437,300
116	317,100	408,600	437,500
117	317,700	409,200	437,700
118	318,200	409,700	
119	318,600	410,100	
120	319,100	410,500	
121	319,600	410,900	
122	320,000	411,200	
123	320,500	411,500	
124	321,000	411,700	
125	321,600	411,900	
126	321,900	412,200	
127	322,200	412,500	
128	322,500	412,700	
129	322,700	412,900	
130	323,000	413,200	
131	323,300	413,500	
132	323,600	413,700	
133	323,800	413,900	
134	324,000	414,200	
135	324,200	414,500	
136	324,500	414,700	
137	324,800	414,900	
138	325,000	415,200	
139	325,300	415,500	
140	325,600	415,700	
141	325,800	415,900	
142	326,000	416,200	
143	326,300	416,500	
144	326,500	416,700	

	145	326,800	417,000			
	146	327,000				
	147	327,300				
	148	327,600				
	149	327,800				
	150	328,000				
	151	328,300				
	152	328,600				
	153	328,800				
再任用 職員		233,900	274,400	303,200	331,500	415,900

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭その他の職員で小松市一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和40年小松市規則第14号）で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
	21	316,900	393,100	447,200	513,400

22	320,600	395,700	449,600	515,200
23	324,100	398,300	452,000	517,100
24	327,600	400,700	454,300	519,000
25	331,100	402,900	456,300	520,700
26	333,900	405,200	458,600	522,500
27	336,500	407,400	460,800	524,300
28	339,100	409,700	463,100	526,100
29	341,900	412,000	465,300	527,800
30	344,000	414,100	467,600	529,600
31	346,200	416,100	469,900	531,400
32	348,600	418,200	472,100	533,200
33	350,900	420,200	474,100	534,800
34	353,300	422,100	476,200	536,600
35	355,500	423,900	478,300	538,300
36	358,000	425,900	480,400	540,100
37	360,400	427,800	482,500	541,700
38	362,800	429,800	484,300	543,300
39	365,200	431,800	486,100	544,700
40	367,400	433,800	487,900	546,300
41	369,700	435,600	489,600	547,800
42	371,100	437,400	491,400	549,200
43	372,600	439,100	493,200	550,600
44	374,000	440,900	495,000	551,900
45	375,300	442,800	496,600	553,100
46	376,700	444,600	498,300	554,100
47	378,200	446,400	500,100	555,100
48	379,700	448,100	501,900	556,100
49	380,900	449,900	503,500	557,100
50	381,900	451,600	504,800	558,000
51	382,900	453,400	506,100	558,900
52	383,800	455,200	507,400	559,800
53	384,700	457,100	508,500	560,600
54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700
61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,200	521,000	
67		469,900	521,700	
68		470,600	522,600	
69		470,900	523,500	
70		471,600	524,300	
71		472,300	525,200	

	72		473,000	526,100	
	73		473,400	526,900	
	74		474,000	527,800	
	75		474,700	528,700	
	76		475,400	529,400	
	77		475,800	530,200	
	78		476,400	531,100	
	79		477,000	532,000	
	80		477,500	532,900	
	81		478,100	533,700	
	82		478,600	534,600	
	83		479,100	535,500	
	84		479,600	536,400	
	85		480,000	537,200	
	86		480,600	538,100	
	87		481,000	539,000	
	88		481,500	539,900	
	89		482,000	540,700	
	90		482,600		
	91		483,200		
	92		483,600		
	93		484,100		
	94		484,700		
	95		485,300		
	96		485,900		
	97		486,400		
再任用 職員		295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、病院、診療所に勤務する医師、歯科医師で小松市一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200
10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500	

11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700
12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900
13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000
14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000
15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000
16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100
17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900
18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900
19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800
20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900
21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700
22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300
23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900
24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400
25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900
26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200
27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500
28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800
29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100
30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300
31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500
32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600
33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200
36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400
37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700
38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500
39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900
40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600
41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400	
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700	
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000	
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300	
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600	
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900	
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300	

61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700	
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200	
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700	
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300	
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800	
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400	
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000	
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500	
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000	
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500	
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000	
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300	
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800	
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200	
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600	
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000	
86		289,100	325,000	345,900		
87		289,300	325,200	346,200		
88		289,500	325,600	346,500		
89		289,900	326,000	346,900		
90		290,100	326,400	347,200		
91		290,300	326,800	347,600		
92		290,500	327,200	347,900		
93		290,900	327,500	348,300		
94		291,100	327,700	348,600		
95		291,300	328,100	348,900		
96		291,600	328,400	349,200		
97		292,000	328,600	349,500		
98		292,300	328,900	349,900		
99		292,500	329,200	350,300		
100		292,800	329,500	350,700		
101		293,100	329,700	351,200		
102		293,300	330,000	351,600		
103		293,500	330,400	352,000		
104		293,800	330,600	352,400		
105		294,100	330,700	352,900		
106			331,000			
107			331,400			
108			331,600			
109			331,800			
110			332,200			

	111			332,600				
	112			333,000				
	113			333,200				
再任用職員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600

備考 この表は、病院、診療所に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で小松市一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	

33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800	

83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200
94	281,400	314,600	348,000	366,000	
95	282,300	315,300	348,700	366,400	
96	283,300	315,900	349,300	366,700	
97	284,000	316,600	349,700	367,300	
98	284,800	316,900	350,100	367,800	
99	285,400	317,500	350,600	368,300	
100	286,300	318,200	351,000	368,800	
101	287,100	318,600	351,500	369,400	
102	287,900	319,200	351,900	369,900	
103	288,700	319,800	352,400	370,400	
104	289,500	320,400	352,800	370,800	
105	290,200	320,800	353,100	371,400	
106	290,700	321,300	353,600	371,900	
107	291,200	321,800	354,000	372,400	
108	291,700	322,300	354,300	372,900	
109	291,900	322,700	354,800	373,500	
110	292,200	323,100	355,300	373,900	
111	292,400	323,400	355,800	374,400	
112	292,800	323,700	356,300	374,900	
113	293,100	324,100	356,800	375,500	
114	293,300	324,500	357,300		
115	293,700	324,900	357,800		
116	294,000	325,200	358,200		
117	294,300	325,400	358,600		
118	294,600	325,700	359,000		
119	294,900	326,100	359,500		
120	295,300	326,300	360,000		
121	295,600	326,500	360,400		
122	296,000	326,800	360,900		
123	296,300	327,100	361,400		
124	296,700	327,400	361,900		
125	296,900	327,600	362,200		
126	297,100	327,900			
127	297,400	328,300			
128	297,800	328,500			
129	298,000	328,600			
130	298,300	328,900			
131	298,700	329,300			
132	299,100	329,500			

133	299,300	329,800				
134	299,600	330,200				
135	300,000	330,600				
136	300,300	331,000				
137	300,500	331,300				
138	300,800	331,700				
139	301,200	332,100				
140	301,500	332,500				
141	301,700	332,800				
142	302,100	333,200				
143	302,500	333,500				
144	302,800	333,900				
145	302,900	334,200				
146	303,200	334,600				
147	303,500	335,000				
148	303,900	335,400				
149	304,100	335,700				
150	304,300	336,100				
151	304,600	336,500				
152	304,900	336,900				
153	305,300	337,200				
154	305,500					
155	305,700					
156	306,000					
157	306,300					
158	306,600					
159	306,900					
160	307,200					
161	307,600					
162	307,900					
163	308,200					
164	308,500					
165	308,900					
166	309,200					
167	309,500					
168	309,800					
169	310,200					
再任用 職員	234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800

備考 この表は、病院，診療所に勤務する保健師，助産師，看護師，准看護師その他の職員で小松市一般職の職員の初任給，昇格及び昇給等の基準に関する規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

福祉職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	156,100	206,400	252,300	273,400	318,500	362,300
	2	157,300	208,200	253,900	275,200	320,700	364,900
	3	158,500	210,000	255,300	276,800	323,000	367,400
	4	159,700	211,700	256,900	278,300	325,200	370,000
	5	160,700	213,400	258,000	280,100	327,400	371,900
	6	162,200	215,200	259,300	282,200	329,400	374,400
	7	163,600	217,000	260,700	284,300	331,600	376,700
	8	165,000	218,700	262,100	286,600	333,800	379,200
	9	166,300	220,600	263,300	288,600	335,800	381,700
	10	167,700	222,100	264,800	290,700	338,000	384,400
	11	169,100	223,500	266,100	292,900	340,000	387,000
	12	170,600	224,900	267,200	295,000	342,200	389,700
	13	172,100	226,400	268,500	296,800	344,000	392,100
	14	173,600	228,000	270,200	299,100	346,000	394,400
	15	175,100	229,600	271,900	301,300	348,100	396,600
	16	176,500	231,200	273,600	303,500	350,100	399,000
	17	178,100	232,600	275,200	305,600	351,800	400,800
	18	179,900	234,200	277,100	307,900	353,800	402,800
	19	181,600	235,700	278,900	310,100	355,600	404,700
	20	183,300	237,200	280,500	312,400	357,500	406,500
	21	184,800	238,300	282,100	314,400	359,500	408,400
	22	186,500	239,800	283,900	316,500	361,400	410,200
	23	188,200	241,100	285,500	318,700	363,400	412,000
	24	189,800	242,500	287,200	320,800	365,300	413,900
	25	191,400	244,000	289,100	322,800	367,300	415,700
	26	193,200	245,700	290,800	324,800	369,200	417,200
	27	195,000	247,200	292,600	326,900	371,200	418,700
	28	196,700	248,900	294,400	328,900	373,200	420,300
	29	198,500	250,300	295,800	330,800	374,700	421,900
	30	200,000	251,600	297,500	332,900	376,500	423,200
	31	201,500	252,900	299,200	334,800	378,300	424,500
	32	202,900	254,300	300,800	336,900	379,900	425,700
	33	204,400	255,600	302,300	338,500	381,700	426,900
	34	205,700	256,900	303,900	340,400	383,100	428,200
	35	207,000	258,200	305,400	342,300	384,600	429,500
	36	208,200	259,400	307,000	344,200	386,200	430,700
	37	209,500	260,800	308,600	345,500	387,600	431,900
	38	210,900	262,400	310,100	347,400	388,800	432,700
	39	212,300	264,000	311,500	349,300	390,000	433,500
	40	213,700	265,500	313,100	351,100	391,100	434,300
	41	214,700	266,900	314,400	353,000	392,200	434,900
	42	215,900	268,500	316,000	354,800	393,400	435,600
	43	217,000	270,100	317,500	356,600	394,600	436,300
	44	218,200	271,600	319,000	358,300	395,700	437,000
	45	219,100	273,300	320,100	360,100	396,400	437,800
	46	220,200	274,900	321,300	361,500	397,100	438,600
	47	221,100	276,500	322,500	363,000	397,800	439,000
	48	222,100	278,100	323,700	364,400	398,500	439,700

49	223,000	279,600	324,700	365,400	399,100	440,200
50	224,100	281,200	325,700	366,500	399,700	440,600
51	225,200	282,800	326,600	367,600	400,200	441,000
52	226,000	284,300	327,600	368,700	400,600	441,400
53	226,600	285,800	328,500	369,600	401,000	441,800
54	227,700	287,300	329,200	370,200	401,300	442,200
55	228,400	288,700	330,000	371,000	401,600	442,600
56	229,300	290,200	330,800	371,800	401,900	442,900
57	230,100	291,600	331,400	372,600	402,200	443,200
58	231,000	293,000	331,900	373,400	402,500	443,600
59	231,800	294,500	332,500	374,200	402,800	443,900
60	232,700	296,000	333,000	375,000	403,100	444,200
61	233,700	297,200	333,500	375,900	403,400	444,500
62	234,600	298,700	333,700	376,600	403,700	
63	235,500	299,900	334,300	377,300	404,000	
64	236,300	301,400	334,900	378,000	404,300	
65	237,200	302,500	335,200	378,300	404,600	
66	238,200	303,800	335,700	378,900	404,900	
67	239,400	304,900	336,200	379,500	405,200	
68	240,500	306,200	336,700	380,200	405,500	
69	241,500	307,000	337,200	380,600	405,700	
70	242,600	308,100	337,700	381,300	406,000	
71	243,700	309,300	338,100	381,900	406,300	
72	244,600	310,500	338,600	382,500	406,600	
73	245,300	311,800	338,800	382,900	406,800	
74	246,400	312,500	339,300	383,500	407,100	
75	247,500	313,200	339,800	384,100	407,400	
76	248,500	313,800	340,300	384,700	407,600	
77	249,400	314,600	340,600	385,100	407,800	
78	250,400	315,300	341,000	385,600		
79	251,400	316,000	341,500	386,100		
80	252,400	316,700	341,900	386,700		
81	253,300	317,000	342,100	387,200		
82	254,000	317,300	342,400	387,600		
83	255,000	317,900	342,900	388,000		
84	256,000	318,200	343,300	388,400		
85	256,700	318,600	343,600	388,600		
86	257,500	318,900	343,900	388,800		
87	258,200	319,300	344,400	389,100		
88	259,100	319,600	344,800	389,400		
89	259,700	320,100	345,100	389,600		
90	260,500	320,500	345,500	389,900		
91	261,300	320,800	345,900	390,200		
92	262,100	321,100	346,100	390,400		
93	262,600	321,600	346,400	390,600		
94	263,300	322,000				
95	263,800	322,200				
96	264,500	322,600				
97	265,200	323,000				
98	265,900	323,400				

99	266,600	323,800
100	267,300	324,200
101	267,800	324,400
102	268,300	324,700
103	268,700	325,000
104	269,200	325,300
105	269,300	325,700
106	269,600	325,900
107	269,900	326,200
108	270,200	326,600
109	270,600	327,000
110	270,900	327,300
111	271,300	327,700
112	271,600	328,000
113	271,900	328,300
114	272,200	328,700
115	272,500	329,000
116	272,900	329,200
117	273,200	329,300
118	273,500	329,700
119	273,900	330,100
120	274,300	330,500
121	274,500	330,700
122	274,700	
123	275,100	
124	275,400	
125	275,600	
126	275,900	
127	276,300	
128	276,700	
129	276,900	
130	277,300	
131	277,700	
132	278,000	
133	278,200	
134	278,500	
135	278,900	
136	279,200	
137	279,400	
138	279,700	
139	280,000	
140	280,300	
141	280,500	
142	280,700	
143	280,900	
144	281,200	
145	281,600	
146	281,800	
147	282,100	
148	282,400	

	149	282,700					
	150	282,900					
	151	283,200					
	152	283,400					
	153	283,700					
再任用 職員		201,100	240,600	254,900	288,000	314,700	356,400

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育所等の業務に従事する職員で小松市一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則で定めるものに適用する。

第2条 小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「及び附則第12項第3号」を削り、「及び第16条の3」を「及び第16条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「第17条及び附則第15項」を「第17条第2項」に改め、同条第4項中「附則第12項第3号において同じ。」を削る。

第17条第1項中「及び附則第12項第4号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第12項第4号」を削り、「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

第23条の2第5号中「公立学校」の次に「及び公立保育所」を加える。

別表第5の力の表中「又は指導員」を「, 指導員, 児童福祉専門員」に改め、「困難な業務を行う保育士」の次に「, 児童福祉専門員」を加える。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小松市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 小松市特別職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定については平成30年4月1日から施行する。

2 この条例中第1条の規定（第17条第2項第1号及び第2号、附則第15項並びに第19項の改正規定を除く。）による改正後の小松市一般職の職員の給与に関する条例の規定は平成29年4月1日から、第1条の規定（第17条第2項第1号及び第2号並びに附則第15項の改正規定に限る。）による改正後の小松市一般職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の小松市特別職の職員の給与に関する条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

第2条 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の中欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された同表の右欄に掲げるものは、同表の左欄に掲げる条例の規定による同表の右欄に掲げるものの内払とみなす。

第1条の規定による改正後の小松市一般職の職員の給与に関する条例	第1条の規定による改正前の小松市一般職の職員の給与に関する条例	給与
第3条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁	第3条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁	期末手当

償に関する条例	償に関する条例	
第5条の規定による改正後の小松市特別職の職員の給与に関する条例	第5条の規定による改正前の小松市特別職の職員の給与に関する条例	期末手当

(市長への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第83号

小松市職員退職手当条例等の一部を改正する条例について

小松市職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(小松市職員退職手当条例の一部改正)

第1条 小松市職員退職手当条例(昭和30年小松市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(小松市職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小松市職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年小松市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 小松市職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年小松市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年2月1日から施行する。

議案第84号

小松市立保育所条例の一部を改正する 条例について

小松市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市立保育所条例の一部を改正する条例

小松市立保育所条例（昭和32年小松市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表小松市立中海保育所の項及び小松市立蓮代寺保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第85号

小松市環境美化センター条例及び小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

小松市環境美化センター条例及び小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市環境美化センター条例及び小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

(小松市環境美化センター条例の一部改正)

第1条 小松市環境美化センター条例（昭和58年小松市条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エコロジーパークこまつ条例

第1条から第3条までを次のように改める。

(設置)

第1条 廃棄物の減量，再資源化及び再生利用を図ることによって，公衆衛生を向上させ，及び循環型社会の形成を図り，もって地球温暖化対策を推進し，及び低炭素社会の実現に寄与するため，エコロジーパークこまつを小松市大野町信三郎谷1番地に設置する。

(施設)

第2条 エコロジーパークこまつに次の施設を置き，その機能は当該各号に掲げるところによる。

- (1) クリーンセンター 廃棄物の焼却及び発電
- (2) リサイクルセンター 廃棄物の再生
- (3) 最終処分場 廃棄物の埋立処分
(業務)

第3条 エコロジーパークこまつは、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本市の区域内の一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分すること。
- (2) 小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年小松市条例第17号）第30条に規定する産業廃棄物を処分すること。
- (3) 廃棄物の再生に関すること。
- (4) 廃棄物の減量、再資源化及び再生利用の調査及び研究に関すること。
- (5) 廃棄物の減量、再資源化及び再生利用促進のための啓発に関すること。
- (6) 廃棄物、リサイクル、下水道その他の総合的な環境教育に関すること。
- (7) 前各号の業務を実施するため市長が必要と認める業務

第4条を削る。

第5条第1項中「美化センター」を「エコロジーパークこまつ」に改め、同条を第4条とする。

第6条から第8条までを削る。

第9条中「使用者は、美化センターを使用中に」を「エコロジーパークこまつを利用する者は、エコロジーパークこまつを利用する際に」に改め、同条を第5条とする。

第10条中「この条例の」を「この条例に定めるもののほか、この条例の」に改め、同条を第6条とする。

（小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正）

第2条 小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年小松市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「臨時かつ多量の家庭系廃棄物及び規則で定める長さ又は重量の比較的大きい家庭系廃棄物（以下「大型ごみ」という。）を除く。」

を「規則で定める長さ又は重量を超えるものを除く。」に改め、同条第4項中「、自ら処分できない臨時かつ多量の家庭系廃棄物及び大型ごみについては、自ら運搬し」を「、家庭系廃棄物（第1項の規則で定める長さ又は重量を超えるものにあつては、規則で定める長さ及び大きさに整理されたものを含む。）を自ら運搬し」に、「臨時収集（ただし、大型ごみについては個別収集）」を「個別収集」に改める。

第28条第1項第2号中「、ねこ等」を「、猫等」に改める。

第35条第2項中「処理手数料」を「手数料」に、「、家庭から排出される大型ごみで、個別収集に係る処理手数料」を「、大型ごみ（家庭系廃棄物のうち、第22条第1項の規則で定める長さ又は重量を超えるものであつて、かつ、同条第4項の規則で定める長さ及び大きさに整理されたものをいう。以下同じ。）の個別収集及び処分に係る手数料」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第35条関係）

区分		単位	手数料
エコロジーパークこまつへ搬入される廃棄物の処分		10kg	1000円
大型ごみ（規則で定める品目に限る。）の個別収集、運搬及び処分		規則で定める単位	1,000円以下で規則で定める金額
犬、猫等の死体	運搬及び処分	1体	2,000円
	処分のみ	1体	1,000円

（備考）

- 1 エコロジーパークこまつへ搬入される廃棄物であつてその重量が10kg未満の場合及びその端数が10kg未満の場合は、それぞれ10kgとみなす。
- 2 犬、猫等の死体が1体に満たないときは、1体とみなす。

別表第2中「許可申請手数料」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第35条の規定は、施行日（前項に規定する施行期日をいう。以下同じ。）以後の廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、施行日前の廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 第1条の規定による改正後のエコロジーパークこまつ条例及び第2条の規定による改正後の小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(小松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 小松市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年小松市条例第29号）第13条の規定中「環境美化センター」を「エコロジーパークこまつ」に改める。

議案第86号

小松市立小学校及び中学校設置条例の 一部を改正する条例について

小松市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する 条例

小松市立小学校及び中学校設置条例（昭和40年小松市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2」を「別表第2」に改める。

別表第1小松市立金野小学校の項，小松市立西尾小学校の項及び小松市立波佐谷小学校の項を削り，同表に次のように加える。

小松市立松東みどり学園（小学部）	小松市波佐谷町子27番地
------------------	--------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は，この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第87号

公立大学法人公立小松大学定款の変更 について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、平成29年第3回小松市議会定例会において議決された議決第79号「公立大学法人公立小松大学定款の制定について」のうち、その一部を次のように変更する。

第3条中「（以下「大学」という。）を」の次に「小松市に」を加える。

第9条第7項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、小松市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第9条第8項中「小松市長（以下「市長」という。）」を「市長」に改め、同項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

9 監事は、法人が次に掲げる書類を小松市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他小松市の規則で定める書類

附則第5項中「（以下「短期大学」という。）を」の次に「小松市に」を加える。

議案第88号

町の区域の変更及び字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域の変更及び字の区域の廃止をするものとする。

町の区域の変更及び字の区域の廃止をする区域

変更後の町 及び字		左の区域に変更される従前の区域		
町	字	町	字	地 番
沖町		沖町	イ	291, 292の3の各一部
			ロ	278の一部
			ニ	104の2, 105の各一部
			タ	67, 71の1, 71の2, 72, 75, 76, 79の1, 79の2, 80, 83, 84, 87, 152の2, 155の各一部 5の1～5の3, 6の1, 6の2, 11の1, 11の2, 12, 15, 16, 20, 21, 25, 26, 29, 30, 33, 34, 37～43, 44の1～44の3, 45～48, 49の1, 49の2, 50の1, 50の2, 51～66, 68～70, 73の1, 73の2, 74, 77, 78, 81, 82, 85, 86, 131, 132, 133の2, 134, 135の3, 136, 137の2, 138の2, 139～148, 153, 154,

				156の2
			レ	1～7, 8の1, 8の2, 9～18, 103, 106, 112, 116の各一部 19, 20の1, 20の2, 21～23, 24の1 , 24の2, 25の1, 25の2, 26～39, 40の1, 40の2, 41, 104, 105, 107, 108の2, 113～115, 117の 2
			ソ	1～13, 22の2, 23の2, 119, 120 , 133の2の各一部 14～16, 23の1, 24, 25の1, 25の2 , 26～28, 39, 40の1, 40の2, 41～ 45, 46の1, 46の2, 47, 48の1, 48 の2, 49, 50の1, 50の2, 51～53, 54の1, 54の2, 55の1, 55の2, 56 ～58, 59の1, 59の2, 60の1, 60の 2, 61, 62の1, 62の2, 65の1, 65 の2, 66の1, 66の2, 67～75, 76の 1, 76の2, 77, 78, 79の1, 79の2 , 80, 81の1, 81の2, 82～91, 92の 1, 92の2, 93の1, 93の2, 94の1 , 94の2, 121～126, 127の2, 129の 2, 130の2, 131, 132, 137の2, 138 ～140, 141の2, 142の2, 143
		清六町	乙	99の一部
不動島町		沖町	イ	291, 292の3の各一部
			ロ	278, 279の各一部

		タ	67, 71の1, 71の2, 152の2の各一部
	清六町	甲	1の1, 1の3, 1の5の各一部 1の2, 1の4, 1の7, 1の8
	不動島町	甲	
		乙	21~29, 69の各一部 1~6, 7の1, 7の2, 8, 9, 10の1, 10の2, 11~20, 30~38, 39の1~39の3, 40の1, 40の2, 41~60, 61の1, 61の2, 62~68
	三日市町 地方	ハ	46の2, 47の2, 48の2, 49の2, 50の2, 51の2
清六町	沖町	ロ	279の一部 280
		ハ	144, 145
		ニ	104の2, 105の各一部
		タ	72, 75, 76, 79の1, 79の2, 80, 83, 84, 87, 152の2, 155の各一部
		レ	1~7, 8の1, 8の2, 9~18, 103, 106, 112, 116の各一部
		ソ	1~13, 22の2, 23の2, 119, 120, 133の2の各一部 17の1, 17の2, 18の1, 18の2, 19の1, 19の3, 21の3, 134, 135の2
	清六町	甲	1の1, 1の3, 1の5の各一部 1の6, 2の1, 21の4, 21の5, 29

			, 110
		乙	99の一部 36の2, 37, 38の2, 58の2, 59の2 , 98, 100の2
	不動島町	乙	21~29, 69の各一部
	三田町		1~3, 4の1, 4の2, 5の2, 23 の2, 24の1, 24の2, 25~41, 42の 2, 48の2, 55~71, 90の1, 90の2 , 91~93, 119~129, 130の1, 130の2, 131~135, 145~159, 190
	打越町	丁	

区域内に介在する道路、水路等の公有地の全部を含む。

地番欄の空欄は、変更される区域が全て無地番である。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 (仮称) 親水スポーツ公園拠点施設新築工事 (建築)
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金276,480,000円
- 4 契約の相手方 小松市白江町ト121番地1
株式会社丸西組
代表取締役社長 西 正次

議案第90号

工事請負契約の一部変更について

平成28年第2回小松市議会定例会において議決された議決第79号「工事請負契約について（市道向本折飛行場線 向本折大橋 耐震補強工事）」のうち、その一部を次のように変更する。

契約金額「金490,320,000円」を「金487,728,000円」に改める。

議案第91号

財産の取得について

小松市立小中学校における I T（情報技術）活用教育の推進及びそのために必要な環境整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 小松市 I T活用教育用機器一式
- 2 取得する価格 金 18,513,360円
- 3 契約の相手方 小松市上八里町ニ25番地
株式会社エヌジェーケー情報機器ネットワーク事業部
北陸営業所
所長 柳澤 英隆

議案第92号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
小松市民センター	小松市末広町72番地	公益財団法人小松市施設管理公社	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
こまつまちづくり交流センター			
石川県立航空プラザ			
小松サン・アビリティーズ			
小松市立老人福祉センター千松閣			
小松市立東部児童センター			
小松市立西部児童センター			
小松市立北部児童センター			
小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設			
末広野球場			

末広陸上競技場			
末広相撲場			
末広屋内相撲場			
末広屋外水泳プール			
末広幼児プール			
末広テニスコート			
末広体育館			
石川県立小松屋内水泳プール			
安宅海浜公園			
小松市念仏林グラウンド			
小松市桜木体育館 (弓道場含む。)			
小松市第一地区コミュニティセンター	小松市向本折町 へ14番地 4	社会福祉法人小松市社会福祉協議会	
小寺地区学習等供用施設	小松市小寺町丙 72番地 2	小寺町町内会	平成30年 4 月 1 日から 平成35年 3 月31日まで
小松市高齢者生産活動センター	小松市正蓮寺町 セイ谷10番地	公益社団法人小松市シルバー人材センター	平成30年 4 月 1 日から 平成33年 3 月31日まで
小松市立荒屋子育てセンター	小松市荒屋町丁 20番地 1	社会福祉法人荒屋校下福祉会	平成30年 4 月 1 日から 平成35年 3 月31日まで
小松市立犬丸子育てセンター	小松市蛭川町西 15番地 1	犬丸学童クラブ運営委員会	平成30年 4 月 1 日から 平成33年 3 月31日まで

小松市立向本折子 育てセンター	小松市向本折町 ホ31番地	社会福祉法人松 寿園	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
小松市立中海子育 てセンター	小松市中海町山 林ニ8番地1	かすかみ学童ク ラブ協議会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
小松市立日末子育 てセンター	小松市日末町ニ 111番地3	社会福祉法人末 佐美福祉会	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
小松市立安宅子育 てセンター	小松市安宅町ヨ 132番地	社会福祉法人安 宅福祉協会	
小松市立第一子育 てセンター	小松市白江町ハ 73番地1	第一児童クラブ 運営委員会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
小松市立木場子育 てセンター	小松市吉竹町ぬ 47番地	社会福祉法人吉 竹福祉会	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
西俣キャンプ場	小松市西俣町ニ 217番地	西俣創造の森振 興会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
中ノ峠物産販売施 設	小松市中ノ峠町 イ88番地3	中ノ峠・嵐町町 内会	
もくもく工房	小松市長谷町ヨ 244番地	かが森林組合	
小松市木場潟スポ ーツ研修センター	小松市向本折町 マ28番地	株式会社コマツ ヤンマー・藤井 空調工業株式会 社共同体	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

議案第93号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決第5号 平成29年度小松市一般会計補正予算（第4号）

専決第5号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年9月29日

小 松 市 長 和 田 慎 司

平成29年度小松市一般会計補正予算（第4号）

平成29年度小松市一般会計補正予算 (第4号)

平成29年度小松市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,000千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,428,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	県支出金	3,346,941	36,000	3,382,941
	3 県委託金	240,927	36,000	276,927
	歳 入 合 計	47,392,896	36,000	47,428,896

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	4,190,146	36,000	4,226,146
	4 選挙費	63,573	36,000	99,573
	歳 出 合 計	47,392,896	36,000	47,428,896